

令和5年11月1日

公 告

防衛省陸上自衛隊
八戸駐屯地業務隊長 立 川 博 基

令和6年度陸上自衛隊八戸駐屯地行事における野外出店の設置及び経営の業者について、下記のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務件名

令和6年度陸上自衛隊八戸駐屯地行事における野外出店の設置及び経営

(2) 業務期間

ア 八戸駐屯地創立68周年記念行事

令和6年4月中旬～下旬の1日間（日程未定）

イ 納涼盆踊り大会

令和6年7月下旬～8月上旬の1日間（日程未定）

(3) 設置場所

青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地 陸上自衛隊八戸駐屯地

(4) 募集業種

ア 食品・飲料（酒類を含む。）

イ 物品販売（自衛隊グッズ・土産品等）

ウ くじ引き、ヨーヨー釣り、射的等のゲーム

2 応募資格

- (1) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく遂行できること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとするものではないこと。

3 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定します。

4 募集要領及び仕様書の配布

(1) 期 間

令和5年11月1日(水)～14日(火)(土・日・祝日を除く。)
9時～16時(13時～14時を除く。)

(2) 場 所

ア 住 所

〒039-2295

青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地

陸上自衛隊八戸駐屯地業務隊厚生科

イ 連絡先

電 話 0178-28-3111 (内線2260)

担 当 藤澤

(3) その他

遠方の場合等、来訪が困難な場合は郵送により配布するのでご連絡ください。

5 その他

- (1) 決定業者には、行事日程が決定した後、出店について連絡します。
- (2) 野販売店会場の収容能力等の都合上、決定業者であっても出店できない場合があるのであらかじめご了承ください。
- (3) 天候、感染症の拡大等、不測事態により行事が中止となる場合があります。
- (4) 酒類の販売は、感染症の拡大等の状況により禁止する場合があります。

6 問合せ先

募集要領等の配布場所に同じ。